

7 輸 国 第 1619 号
令和 7 年 7 月 28 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の
別紙の一部改正について

我が国から中華人民共和国向けに輸出される一部の食品・飼料に添付する放射性物質検査証明書等の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」に基づき行われているところです。

今般、令和 5 年 8 月の A L P S 処理水の海洋放出に伴い停止されていた日本産水産物の中国向け輸出再開にあたり新たに中国側から求められた事項に対応すべく、手続規程の別紙 ZZ-02 について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等については特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 水産物の生産・加工等施設ごとに初回の輸出前に 1 回、ストロンチウム 90 及びトリチウムの検査が求められたことをふまえ、放射性物質検査証明に際し当該検査結果の報告書を確認する手続を定めた（別紙 8）。
- 2 水産物の産地証明書及び放射性物質検査証明書の様式の変更を行った（別記様式 2－4－2）。
- 3 水産物の荷口確認等を円滑に実施するため、水産物の産地証明書の申請者に貨物の保管場所等の申告を求めることとした（別記様式 7）。

4 その他所要の改正を行った。